

制 定 平 8. 10. 1 学長決裁

最近改正 平 21.10. 1 学長決裁

## 大阪市立大学学術情報総合センター図書市民利用制度実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）及びセンター医学分館（以下「分館」という。）における図書の市民利用制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 図書の市民利用制度は、本学（看護短期大学部を含む。以下同じ。）における教育、研究に支障のない範囲でセンター及び分館における図書及びその他資料（以下「図書」という。）を公開し、市民の生涯学習に貢献することを目的とする。

### (利用資格)

第3条 図書を利用できる者は、次の各号の1に該当する者で、調査・研究を目的とする20歳以上の者とする。ただし、他大学等の学生及び大学受験のために利用する者は除くものとする。

- (1) 大阪市内に居住する者
- (2) 大阪市内の事業所等に勤務する者
- (3) その他センター所長（以下「所長」という。）が特に定めた者

### (利用手続)

第4条 図書の利用を希望する者は、所定の手続きにより、所長又は分館長の許可を受けなければならない。

### (利用者カード)

第5条 所長又は分館長は、利用を適当と認めたときは、利用者カードを交付する。

- 2 利用者カードの交付経費2,000円を徴収する。
- 3 利用者カードの有効期間は、交付日から2年とする。
- 4 既納の利用者カード交付経費は還付しない。

### (利用日)

第6条 センターを利用できる日は、次の各号に該当する日を除く日とする。

- (1) 学術情報総合センター利用規程第4条に定める休館日
- (2) 本学定期試験期で所長が必要と認めた期間
- (3) その他所長が必要と認めた期間

- 2 分館を利用できる日は、次の各号に該当するする日を除く日とする。
- (1) 学術情報総合センター医学分館利用規程第4条に定める休館日
  - (2) 本学医学部又は看護短期大学部定期試験期で分館長が必要と認めた期間
  - (3) その他分館長が必要と認めた期間

(利用時間)

第7条 センターの利用時間は、学術情報総合センター利用規程第3条に定める時間内とする。ただし、所長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

- 2 分館の利用時間は、学術情報総合センター医学分館利用規程第3条に定める時間内とする。ただし、分館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用方法等)

第8条 センターにおける図書の利用方法及び利用できる範囲並びに図書利用に必要な施設、設備の利用方法及び利用できる範囲は、学術情報総合センター図書利用規程の定めるところによる。

- 2 分館における図書の利用方法及び利用できる範囲並びに図書利用に必要な施設、設備の利用方法及び利用できる範囲は、学術情報総合センター医学分館利用規程の定めるところによる。

(その他)

第9条 この要項の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

附則

この要項は、平成8年10月1日から施行する。

附則(平9.7.1学長決裁)

この要項は、平成9年7月1日から施行する。

附則(平12.4.1学長決裁)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平21.10.1学長決裁)

この要項は、平成21年10月1日から施行する。